平成27年度 地域包括支援センター運営協議会

日 時 平成27年10月28日(水) 午後3時30分~場 所 宇都宮市中央生涯学習センター 205学習室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 報告事項 地域包括支援センターの運営・活動等の状況について

••• 資料 1

(2) 協議事項 地域包括支援センター運営事業実施事業者の公募について

••• 資料 2

- 6 その他
- 7 閉 会

宇都宮市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

平成27年10月28日現在(敬称略)

No.	氏	名	推薦団体等名称及び役職名	区分
1	村井	邦彦	一般社団法人宇都宮市医師会 理事	職能団体
2	自井	東祐	一般社団法人宇都宮市歯科医師会 理事	IJ
3	かすや糟谷	真知子	公益社団法人栃木県看護協会 理事	II
4	おおたけ大武	秋雄	一般社団法人栃木県社会福祉士会	II
5	やまもと	^{あきこ} 晃子	NPO法人とちぎケアマネジャー協会 理事	IJ
6	るくだ福田	こうさく 光作	宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会 副会長	サービス 事 業 者
7	塩澤	たっとし、	宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会 会長	n.
8	永井	次き こ	宇都宮市自治会連合会 副会長	地域関係 団 体
9	やまぐち山口	### 建一	宇都宮市民生委員児童委員協議会 会長	II
10	大島	かずお一夫	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 事務局長	IJ
11	小野	た	宇都宮短期大学人間福祉学科 講師	学 識 経 験 者
12	さんじょう	やすこ安子	宇都宮介護者の会 会長	被保険者

*上記における区分欄中の表記について

職能団体 : 介護・介護予防サービスに関する職能団体 サービス事業者 : 介護・介護予防サービスに関する事業者

地域関係団体 : 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護, 相談事業を

担う関係者

学識経験者:地域ケア等に関する学識経験者

被保険者: 介護保険の被保険者や介護・介護予防サービスの利用者

地域包括支援センターの運営・活動等の状況について

1 平成26年度の活動実績

(1) 総合相談支援業務

- 相談件数は, 12,617件であった。
- 地域包括支援センターでの相談のみならず、地区市民センターやスーパー 等で出張相談会を開催
- 各センターで社会資源リスト・マップの作成
- 地域との連携強化を図るため、地域の自治会役員、民生委員・児童委員、 地区社協などを委員とする地域会議を開催

① 延べ相談件数

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)
12, 354 件	14,739 件	12,617 件	12,000件

② 出張相談会

地区市民センターやスーパー等で出張相談会を開催

③ 地域会議の開催

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)
142 回	118 回	144 回	140 回



(2) 権利擁護業務

- 高齢者虐待への対応については、相談受付・通報受理から虐待の事実確認、 援助方針の決定、支援、モニタリングを高齢福祉課と連携して行っている。
- 成年後見制度の啓発,利用促進,成年後見制度の利用に関する判断,及び申立て支援などを行っている。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 介護支援専門員(ケアマネジャーとの連携)
 - ・ 介護支援専門員からの相談に応じて、ケース対応を実施
 - ・ ブロック内の介護支援専門員と事例検討や情報交換会の開催
- 関係機関との連携体制構築
 - ・ 病院のケースワーカーとの意見交換会開催
 - ・ ブロック内のサービス事業所(通所,訪問介護・看護事業所)同士の情報交換会,意見交換会の開催

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

- 二次予防事業対象者 (げんき応援高齢者) に対して介護予防ケアプランを作成
- 通所型介護予防事業,訪問型介護予防事業への参加勧奨

① 介護予防ケアプラン作成件数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)
作成件数	572 件	614 件	640 件	565 件

[参考]二次予防事業 参加実人数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)
通所型 介護予防事業	450 人	486 人	561 人	500 人
訪問型 介護予防事業	69 人	55 人	64 人	65 人

(5) その他の業務

- ① はつらつ教室(介護予防教室)
 - 教室内容(小学校区ごとに,1回/月の開催)
 - 介護予防に関する知識の普及・啓発
 - ・ 簡単な運動もしくは認知症予防のための頭と体を使った体操等の実施
 - ・ 地域の社会資源の紹介
 - ・ 心身や生活を活性化するためのレクリェーション・創作活動など
 - 教室の参加者が教室修了後も、自主活動や趣味の活動を通して、介護予防 の取り組みを継続できるよう支援する。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)	
会場数	75 会場	70 会場	69 会場	66 会場	
実施回数	888 回	818 回	821 回	787 回	
実人数	1,214人	1,233 人	1,105人	1,056人	
延人数	9, 107 人	8,792 人	8,306 人	7,814 人	





② 地域介護予防活動支援事業

○ 介護予防教室や通所型介護予防事業の教室終了者などの自主的に地域で活動するグループが、介護予防に資する活動を継続できるように支援する。

(1年目・2年目:年2回,3年目:年1回)

〇 支援内容

- 年間活動方針や役割分担決定時の支援
- ・ 成功事例や他グループの活動紹介
- ・ 地域の社会資源の紹介
- ・ 継続してできる簡単な運動方法や認知症予防のための頭と体を使った体 操等の情報提供

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)
登録グループ数	86 グループ	118 グループ	127 グループ	71 グループ
登録者数	1,244 人	1,664 人	1,874人	1,046 人
支援回数	157 回	206 回	173 回	112 回

※平成27年度:3年間の支援を終了したグループも含めた場合,147グループ



③ 家族介護教室

- 教室の内容
 - ・ 適切な介護知識・技術習得のための講話・講習
 - ・ 介護サービス等の利用方法説明
 - ・ 介護に関する相談窓口や家族の会等の紹介
 - ・ 介護者の交流のための情報交換・意見交換

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)
実施回数	56 回	58 回	55 回	54 回
延人数	713 人	730 人	657 人	648 人



④ ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業

- ・ 見守りが必要な高齢者のうち,高齢者本人が地域での見守りを希望する場合, 地域包括支援センターが単位自治会ごとに見守り活動会議を開催
- ・ 高齢者本人が地域での見守りを拒否している場合には、地域包括支援センターによる安否確認を実施

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)	
見守り活動会議	141 回	145 回	149 回	150 回	
安否確認	1,239 回	984 回	1,005 回	1,000 回	

2 地域包括支援センターへの委託内容

(1) 委託業務

ア 地域包括支援センター運営事業

·基本額 : 20,090,000 円

· 単独設置加算: 804,000 円

法人施設から独立した場所にセンターを設置した場合に加算

(平成27年度 11センターが対象)

·人口規模加算: 1,415,000 円

担当高齢者人口が3,000人以上の場合に加算

(平成27年度 20センターが対象)

・介護予防プラン作成加算:4,480円/月

介護予防マネジメント業務における予防ケアプランを作成した場合に加算

イ はつらつ教室(介護予防教室)開催業務

小学校区に1会場を基本として、1回/月開催。

30,000 円/回

ウ 地域介護予防活動支援事業

はつらつ教室修了者などからなる地域で活動しているグループに対して支援

2回/年支援。 10,000円/回

工 家族介護教室開催業務

自治会連合会ごとに1会場を基本として、1回/年開催。

30,000 円/回

オ ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業

① 見守り活動会議開催

見守り対象者が地域での見守りを希望する場合に開催。(自治会単位)

20,000 円/回

② 安否確認実施

見守り対象者が地域での見守りを拒否する場合に実施。

637 円/回

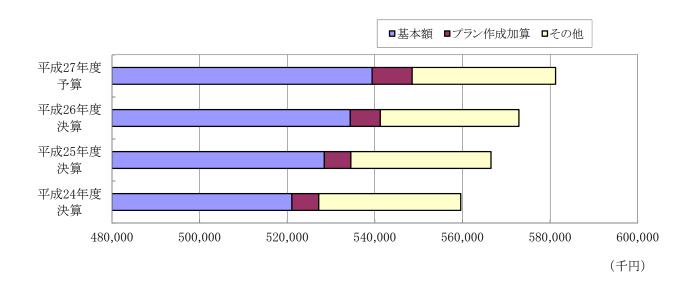
(2) 委託料の推移(全センター集計)

- ・ 人口規模加算対象のセンター数は,20箇所
- 単独設置加算対象のセンター数は、11 箇所 (平成 27 年 10 月現在)

(単位:円)

区 分	平成 24 年度 決 算	平成 25 年度 決 算	平成 26 年度 決 算	平成 27 年度 予 算
基本額	521, 061, 041	528, 491, 334	534, 385, 865	539, 394, 000
プラン作成加算	6, 128, 142	6, 035, 610	6, 888, 380	9, 129, 000
その他の委託料	32, 419, 243	31, 986, 808	31, 630, 185	32, 730, 000
合 計	559, 608, 426	566, 513, 752	572, 904, 430	581, 253, 000

※基本額:人口規模加算,単独設置加算額を含む。



(3) 運営事業委託料決算状況 [介護報酬は除く]

・ 平成26年度のセンターの決算額:5億6,434万円余

・ 決算額に占める人件費の割合:平均85%

平成25年度

(単位:円) 委託料 支出額 基本委託料 プラン作成 No. センター名 別委託分 うち人件費 決算額 加算 1+2+31 2 3 金額 割合 1 御本丸 23,882,33 22,180,000 23,038,839 18,927,000 | 82.2 63,090 1,639,241 2 ようなん 22,693,108 21,400,000 92,532 1,200,576 21,612,988 19,033,500 88.1 3 きよすみ 23,302,561 22,180,000 264,978 857,583 22,214,602 17,506,433 78.8 4 今泉・陽北 22,766,272 21,428,303 134,592 1,203,377 21,428,303 16.010.887 74.7 5 さくら西 23,165,037 22,180,000 121,974 863,063 23,399,284 20,287,653 | 86.7 | 6 鬼怒 24,024,678 22,180,000 54,678 1,790,000 22,200,721 18,590,906 | 83.7 7 清原 23,511,323 21,400,000 336,480 1,774,843 19,468,978 89.1 21,844,267 8 瑞穂野 20,993,876 20,000,000 100,944 20,021,537 16,680,515 | 83.3 892,932 9 峰・泉が丘 23,847,589 22,180,000 378,540 1,289,049 24,289,315 20,460,618 | 84.2 | • 10 石井・陽東 21,019,742 19,650,000 239,742 1,130,000 20,502,832 18,236,130 | 88.9 11 よこかわ 21,820,076 20,080,000 391,158 1,348,918 23,453,610 20,077,467 85.6 12 雀宮 23,242,075 21,400,000 437,424 1,404,651 23,923,430 19,198,648 | 80.3 |13||雀宮・五代若松原 23,002,597 21,400,000 340,686 1,261,911 23,360,606 19,736,047 | 84.5 14 緑が丘・陽光 23,111,258 21,400,000 88,326 1,622,932 24,255,147 21,754,432 | 89.7 15 砥上 23,926,336 23,278,188 21,400,000 180,858 1,697,330 21,608,051 90.3 \blacktriangle 16 姿川南部 22,864,637 21,400,000 218,712 1,245,925 22,821,745 22,222,856 97.4 17 くにもと 21,078,441 20,000,000 185,064 893,377 20,364,453 18,861,355 | 92.6 18 細谷·宝木 24,319,272 1,828,028 22,014,709 | 80.5 | 🔺 22,180,000 311,244 27,363,773 19 富屋•篠井 20,188,637 19,088,877 273,390 826,370 19,088,877 17,363,046 91.0 20 城山 23,598,515 21,400,000 450,042 21,700,596 19,211,467 | 88.5 1,748,47 21 豊郷 23,639,925 22,180,000 210,300 1,249,625 25,770,544 17,673,332 | 68.6 | 22 かわち 22,738,013 21,200,180 365,922 1,171,911 21,200,180 18,730,049 | 88.3 23 田原 21,331,195 20,153,974 286,008 891,213 20,153,974 16,967,060 | 84.2 24 奈坪 20,675,780 19,650,000 210,300 815,480 20,824,834 16,573,476 79.6 25 上河内 22,418,626 20,780,000 298,626 1,340,000 21,813,075 17,121,137 | 78.5 合 計 566,513,752 528,491,334 6,035,610 31,986,808 560,573,868 474,315,752 10 最 大 24,319,272 22,180,000 450,042 1,828,028 27,363,773 22,222,856 97.4 最 小 20,188,637 19,088,877 54,678 815,480 19,088,877 16,010,887 | 68.6 平 均 22,660,550 21,139,653 241,424 1,279,472 22,422,955 18,972,630 | 84.8

介護予防教室 30,000円/回 家族介護教室 30,000円 見守り活動会議 20,000円 安否確認 673円/回 地域介護予防事業10,000円

平成26年度

	(単位:円)								
		委託料				支出額			マイ
No.	センター名		基本委託料 決算額	プラン作成 加算	別委託分		うち人件乳	#	ナス収
		1+2+3	1	2	3		金額	割合	支
1	御本丸	24,054,555	22,309,000	135,232	1,610,323	23,929,149	19,933,921	83.3	
2	ようなん	22,785,637	21,505,000	84,520	1,196,117	21,547,631	19,493,855	90.5	
3	きよすみ	23,341,294	22,309,000	181,718	850,576	22,341,649	17,747,111	79.4	
4	今泉•陽北	22,408,510	21,066,291	131,006	1,211,213	21,066,291	15,765,824	74.8	
5	さくら西	23,278,480	22,309,000	118,328	851,152	22,379,584	20,217,125	90.3	
6	鬼怒	23,914,650	22,309,000	105,650	1,500,000	22,321,286	18,704,459	83.8	
7	清原	23,596,325	21,505,000	688,838	1,402,487	21,652,788	19,558,336	90.3	
8	瑞穂野	21,155,561	20,090,000	173,266	892,295	20,200,190	18,349,269	90.8	
9	峰・泉が丘	24,065,251	22,309,000	498,668	1,257,583	24,684,553	20,340,556	82.4	
10	石井•陽東	22,827,006	21,505,000	139,458	1,182,548	22,027,124	19,901,964	90.4	
11	よこかわ	24,022,299	22,309,000	409,922	1,303,377	23,735,289	20,634,564	86.9	
12	雀宮	21,660,636	20,105,000	223,978	1,331,658	20,947,962	16,490,353	78.7	
13	雀宫•五代若松原	23,217,182	21,505,000	452,182	1,260,000	23,693,091	19,808,605	83.6	
14	緑が丘・陽光	23,341,342	21,505,000	152,136	1,684,206	26,513,761	23,588,382	89.0	
15	砥上	23,142,752	21,505,000	287,368	1,350,384	24,811,968	22,070,600	89.0	
16	姿川南部	22,972,897	21,505,000	169,040	1,298,857	24,181,616	23,562,383	97.4	
17	くにもと	21,095,979	20,090,000	143,684	862,295	20,101,489	17,478,996	87.0	
18	細谷·宝木	24,539,375	22,309,000	338,080	1,892,295	26,899,802	22,321,836	83.0	
19	富屋•篠井	20,906,947	19,714,790	143,684	1,048,473	19,714,790	17,548,560	89.0	
20	城山	24,229,758	21,505,000	469,086	2,255,672	22,131,642	19,519,415	88.2	
21	豊郷	23,815,137	22,309,000	257,786	1,248,351	24,902,768	17,644,334	70.9	
22	かわち	22,717,857	21,265,257	422,600	1,030,000	21,265,257	18,887,882	88.8	
23	田原	21,929,737	20,558,527	460,634	910,576	20,558,527	17,103,220	83.2	
$\overline{24}$	奈坪	21,409,669	20,090,000	409,922	909,747	20,325,294	15,177,726	74.7	
25	上河内	22,475,594	20,894,000	291,594	1,290,000	22,412,601	18,028,889	80.4	
	合 計	572,904,430	534,385,865	6,888,380	31,630,185	564,346,102	479,878,165	_	7
	最 大	24,539,375	22,309,000	688,838	2,255,672	26,899,802	23,588,382	97.4	_
	最 小	20,906,947	19,714,790	84,520	850,576	19,714,790		70.9	_
	平 均	22,916,177	21,375,435	275,535	1,265,207	22,573,844	19,195,127	85.0	-

[※] 基本委託料 包括的支援事業:14,464,800円,介護予防事業:5,625,200円 人口規模加算(人口3,000人以上):1,415,000円, 単独設置加算:804,000円

介護予防教室:30,000円,家族介護教室:30,000円,見守り活動会議:20,000円,安否確認:673円地域介護予防活動支援事業10,000円

-8-

[※] 基本委託料 包括的支援事業 14,400,000円 介護予防事業 5,600,000円 人口規模加算 140万円, 単独設置加算 78万円

[※] プラン作成加算 4,120円/月

[※] その他の委託料

[※] プラン作成加算 4,226円/月

[※] その他の委託料 (単価契約:1回あたり)

(4) 平成27年度委託料の状況

・平成 27 年度の委託料 (予算): 539, 394 千円

・人口規模加算対象となるセンター:20か所

・単独設置加算が対象となるセンター:11 か所

(単位:円)

						(単位:円)
		高齢者	委託料合計			
No.	センター名	人口		基本委託料	人口規模 加算	単独設置 加算
1	御本丸	4,768	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
2	ようなん	6,966	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
3	きよすみ	4,755	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
4	今泉•陽北	5,716	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
5	さくら西	3,956	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
6	鬼怒	5,320	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
7	清原	5,496	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
8	瑞穂野	2,294	20,090,000	20,090,000	0	0
9	峰・泉が丘	4,747	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
10	石井•陽東	5,156	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
11	よこかわ	5,438	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
12	雀宮	5,023	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
13	雀宫•五代若松原	5,323	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
14	緑が丘・陽光	4,550	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
15	砥上	7,996	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
16	姿川南部	5,000	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
17	くにもと	3,181	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
18	細谷•宝木	7,058	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
19	富屋•篠井	2,067	20,090,000	20,090,000	0	0
20	城山	4,458	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
21	豊郷	7,190	22,309,000	20,090,000	1,415,000	804,000
22	かわち	3,816	21,505,000	20,090,000	1,415,000	0
23	田原	2,381	20,894,000	20,090,000	0	804,000
24	奈坪	2,151	20,090,000	20,090,000	0	0
25	上河内	2,432	20,894,000	20,090,000	0	804,000
	合 計	117,238	539,394,000	502,250,000	28,300,000	8,844,000

[※]人口, 高齢者人口は, 平成27年3月31日現在。

[※]単独設置加算対象センター (11 センター)

[※]高齢者人口が3,000人を超えるセンター (20センター)

3 指定介護予防業務

指定介護予防業務は,介護保険における予防給付の対象となる要支援者が,介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう予防給付に関するケアマネジメント業務を行う。

(1) 指定介護予防業務

・ 平成26年度のケアプラン給付管理数は36,512件そのうち、居宅介護支援事業所への委託件数は19,442件

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
ケアプラン給付管理数	31, 320	32, 471	36, 512	
うち委託数	14, 817	16, 467	19, 442	

(2) サービス計画の委託状況について

・ 介護予防サービス計画作成依頼届出書の申請があったものについて集計を行った結果, 1,811 件のうち, 直営が 838 件 (46.3%), 委託が 973 件 (53.7%) であり, そのうち, 同法人への委託件数は, 172 件(9.5%)であった。

(11ページ)

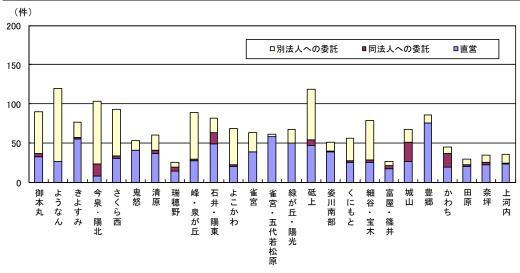
(3) 要支援から要介護に移行した場合のプランの作成状況

・ 要支援から要介護に移行した件数は1,073件であり、そのうち指定介護予防 支援事業所を持つ同法人の居宅介護支援事業所が、移行後も引き続き担当した 件数は、305件(28.4%)であった。

(12ページ)

平成25年度

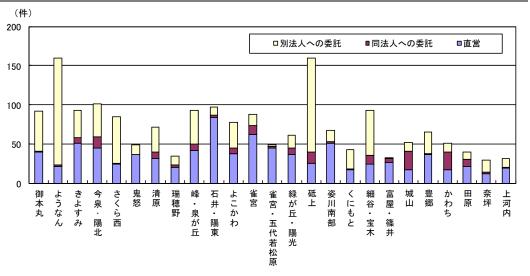
		合計								
	介護予防支援 事業所名		直	営	委 託					
No.			/ 米上	刺스	/4 米4	割合	同法人への委託		別法人への委託	
			1十致	件数 割合	件数	刮台	件数	割合	件数	割合
		(A)	(B)	(B/A)	(C=D+E)	(C/A)	(D)	(D/A)	(E)	(E/A)
1	御本丸	90	32	35.6	58	64.4	4	4.4	54	60.0
2	ようなん	119	26	21.8	93	78.2	0	0.0	93	78.2
3	きよすみ	76	55	72.4	21	27.6	2	2.6	19	25.0
4	今泉·陽北	103	8	7.8	95	92.2	15	14.6	80	77.7
5	さくら西	93	30	32.3	63	67.7	3	3.2	60	64.5
6	鬼怒	53	41	77.4	12	22.6	0	0.0	12	22.6
7	清原	60	36	60.0	24	40.0	5	8.3	19	31.7
8	瑞穂野	25	14	56.0	11	44.0	5	20.0	6	24.0
9	峰・泉が丘	89	27	30.3	62	69.7	2	2.2	60	67.4
10	石井·陽東	82	49	59.8	33	40.2	14	17.1	19	23.2
11	よこかわ	68	20	29.4	48	70.6	2	2.9	46	67.6
12	雀宮	63	38	60.3	25	39.7	0	0.0	25	39.7
13	雀宮·五代若松原	61	58	95.1	3	4.9	0	0.0	3	4.9
14	緑が丘・陽光	67	50	74.6	17	25.4	0	0.0	17	25.4
15	砥上	118	47	39.8	71	60.2	7	5.9	64	54.2
16	姿川南部	51	38	74.5	13	25.5	2	3.9	11	21.6
17	くにもと	56	25	44.6	31	55.4	2	3.6	29	51.8
18	細谷·宝木	78	25	32.1	53	67.9	3	3.8	50	64.1
19	富屋·篠井	26	17	65.4	9	34.6	4	15.4	5	19.2
20	城山	67	26	38.8	41	61.2	25	37.3	16	23.9
21	豊郷	86	75	87.2	11	12.8	0	0.0	11	12.8
22	かわち	45	19	42.2	26	57.8	17	37.8	9	20.0
23	田原	29	20	69.0	9	31.0	2	6.9	7	24.1
24	奈坪	34	22	64.7	12	35.3	3	8.8	9	26.5
25	上河内	35	23	65.7	12	34.3	1	2.9	11	31.4
	合 計	1,674	821	49.0	853	51.0	118	7.0	735	43.9
	平 均	67	33	53.5	34	46.5	5	8.1	29	38.5



※平成25年4月1日~平成26年3月31日に介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出があったものを集計

平成26年度

		合計									
∧= # ▽ ₩+±□		直	営			委	託				
No.	No. 介護予防支援 事業所名			14. 米ト	rtu A	tel skr	A	同法人への委託		別法人への委託	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
		(A)	(B)	(B/A)	(C=D+E)	(C/A)	(D)	(D/A)	(E)	(E/A)	
1	御本丸	92	39	42.4	53	57.6	2	2.2	51	55.4	
2	ようなん	159	21	13.2	138	86.8	2	1.3	136	85.5	
3	きよすみ	93	51	54.8	42	45.2	7	7.5	35	37.6	
4	今泉·陽北	101	45	44.6	56	55.4	14	13.9	42	41.6	
5	さくら西	85	24	28.2	61	71.8	1	1.2	60	70.6	
6	鬼怒	49	36	73.5	13	26.5	0	0.0	13	26.5	
7	清原	71	31	43.7	40	56.3	8	11.3	32	45.1	
8	瑞穂野	34	20	58.8	14	41.2	3	8.8	11	32.4	
9	峰・泉が丘	93	42	45.2	51	54.8	8	8.6	43	46.2	
10	石井·陽東	97	84	86.6	13	13.4	3	3.1	10	10.3	
11	よこかわ	77	37	48.1	40	51.9	8	10.4	32	41.6	
12	雀宮	88	62	70.5	26	29.5	11	12.5	15	17.0	
13	雀宮·五代若松原	49	45	91.8	4	8.2	2	4.1	2	4.1	
14	緑が丘・陽光	61	36	59.0	25	41.0	9	14.8	16	26.2	
15	砥上	160	25	15.6	135	84.4	15	9.4	120	75.0	
16	姿川南部	67	51	76.1	16	23.9	2	3.0	14	20.9	
17	くにもと	43	17	39.5	26	60.5	1	2.3	25	58.1	
18	細谷·宝木	93	24	25.8	69	74.2	11	11.8	58	62.4	
19	富屋・篠井	32	26	81.3	6	18.8	5	15.6	1	3.1	
20	城山	52	17	32.7	35	67.3	24	46.2	11	21.2	
21	豊郷	65	36	55.4	29	44.6	1	1.5	28	43.1	
22	かわち	51	17	33.3	34	66.7	23	45.1	11	21.6	
23	田原	39	21	53.8	18	46.2	9	23.1	9	23.1	
24	奈坪	29	12	41.4	17	58.6	2	6.9	15	51.7	
25	上河内	31	19	61.3	12	38.7	1	3.2	11	35.5	
	合 計	1,811	838	46.3	973	53.7	172	9.5	801	44.2	
	平 均	72	34	51.1	39	48.9	7	10.7	32	38.2	



※平成26年4月1日~平成27年3月31日に介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出があったものを集計

要支援から要介護に移行した場合のプランの作成状況

平成25年度

No. 介護予防支援 事業所名	心锥 名陆士垤	合計	同治	去人	別法人		
		件数 (件)	割合 (%)	件数(件)	割合 (%)		
		(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/A)	
1	御本丸	52	9	17.3	43	82.7	
2	ようなん	84	7	8.3	77	91.7	
3	きよすみ	54	16	29.6	38	70.4	
4	今泉•陽北	60	9	15.0	51	85.0	
5	さくら西	49	0	0.0	49	100.0	
6	鬼怒	39	8	20.5	31	79.5	
7	清原	48	13	27.1	35	72.9	
8	瑞穂野	18	12	66.7	6	33.3	
9	峰・泉が丘	50	2	4.0	48	96.0	
10	石井·陽東	45	31	68.9	14	31.1	
11	よこかわ	28	7	25.0	21	75.0	
12	雀宮	51	12	23.5	39	76.5	
13	雀宮·五代若松原	43	35	81.4	8	18.6	
14	緑が丘・陽光	31	7	22.6	24	77.4	
15	砥上	63	15	23.8	48	76.2	
16	姿川南部	46	34	73.9	12	26.1	
17	くにもと	21	4	19.0	17	81.0	
18	細谷·宝木	69	4	5.8	65	94.2	
19	富屋·篠井	25	16	64.0	9	36.0	
20	城山	41	31	75.6	10	24.4	
21	豊郷	52	9	17.3	43	82.7	
22	かわち	34	24	70.6	10	29.4	
23	田原	24	6	25.0	18	75.0	
24	奈坪	18	7	38.9	11	61.1	
25	上河内	23	4	17.4	19	82.6	
	合 計	1,068	322	30.1	746	69.9	
	平 均	43	13	33.7	30	66.3	

※平成25年4月1日~平成26年3月31日に要介護に移行した人を抽出

平成26年度

No.	介護予防支援 事業所名	合計	同法		別法人	
			件数 (件)	割合 (%)	件数(件)	割合 (%)
		(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/A)
1	御本丸	51	8	15.7	43	84.3
2	ようなん	59	2	3.4	57	96.6
3	きよすみ	58	16	27.6	42	72.4
4	今泉·陽北	59	6	10.2	53	89.8
5	さくら西	51	2	3.9	49	96.1
6	鬼怒	28	9	32.1	19	67.9
7	清原	50	6	12.0	44	88.0
8	瑞穂野	26	15	57.7	11	42.3
9	峰・泉が丘	51	4	7.8	47	92.2
10	石井·陽東	43	38	88.4	5	11.6
11	よこかわ	49	9	18.4	40	81.6
12	雀宮	65	25	38.5	40	61.5
13	雀宮•五代若松原	23	19	82.6	4	17.4
14	緑が丘・陽光	38	14	36.8	24	63.2
15	砥上	70	17	24.3	53	75.7
16	姿川南部	40	25	62.5	15	37.5
17	くにもと	46	8	17.4	38	82.6
18	細谷·宝木	54	6	11.1	48	88.9
19	富屋・篠井	9	7	77.8	2	22.2
20	城山	33	18	54.5	15	45.5
21	豊郷	54	5	9.3	49	90.7
22	かわち	36	25	69.4	11	30.6
23	田原	29	12	41.4	17	58.6
24	奈坪	24	3	12.5	21	87.5
25	上河内	27	6	22.2	21	77.8
	合 計	1,073	305	28.4	768	71.6
	平 均	43	12	33.5	31	66.5

※平成26年4月1日~平成27年3月31日に要介護に移行した人を抽出

地域包括支援センター運営事業実施事業者の公募について

◎ 趣旨

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく包括的支援事業などの業務を行う、地域包括支援センターを設置・運営する法人の公募にあたり、宇都宮市地域包括支援センター運営事業に係る募集要項の内容について協議するもの

1 募集(業務委託)する事業

(1) 事業の名称

宇都宮市地域包括支援センター運営事業

(2) 業務内容

受託者が実施する業務は、介護保険法等に基づく各種業務を実施することとします。 (詳細は、別紙「宇都宮市地域包括支援センター運営事業仕様書」を参照してください。)

(3) 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

なお,次年度の契約については、地域包括支援センターの運営実績等を十分に考慮したう えで、契約の継続の可否を決定することとなります。

(4) 担当圏域

第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画に定める日常生活 圏域「峰・泉が丘」

日常生活圏域	峰・泉が丘
人口	23,010 人
高齢者人口	4,747 人

※人口は、平成27年3月31日現在

(5) 委託料

応募予定者説明会において提示します。

2 事業実施(応募する)条件

(1) 応募資格

宇都宮市内において高齢者福祉に関する活動実績があり、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者又は医療法人、社会福祉法人で、地域包括支援センターの中立・公正な運営を図り、円滑かつ安定的に包括的支援事業を実施することができ、かつ、次の要件を満たしている法人とします。

- ① 地域包括支援センターを後方支援できる体制が整備されている法人であること。
- ② 法人又はその役員が次の各号に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する法人

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人
- ウ 法人税,消費税,及び地方消費税,宇都宮市税に滞納がある法人
- エ 役員の中に破産者,及び禁固以上の刑に処された者がいる法人
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きをしている法人
- カ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定される指定欠格事項に該当する法人

(2) 欠格事項

法人が次の要件に該当する場合は、その法人を選定審査の対象から除外します。

- ① 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ② 申請者及び申請者の代理者並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- ③ 一法人が複数の申請書類を提出した場合
- ④ 申請種類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

3 スケジュール (予定)

募集及び選定のスケジュール (予定) は、次のとおりです。

平成 27 年	月	日~平成 27 年 月 日	募集要項等の配布
平成 27 年	月	日~平成27年 月 日	事前質問等の受付
平成 27 年	月	日~平成 27 年 月 日	募集予定者説明会
平成 27 年	月	日~平成 27 年 月 日	応募申請受付
平成 27 年	月		ヒアリング審査
平成 27 年	月		事業者の決定・通知・公表

※ヒアリング審査の日時等については、個別に通知します。

4 事前質問の受付

本要項に関する質問は、必ず別紙質問書に内容を簡潔にまとめて記入の上、FAX又は電子メールにより、下記提出先まで送付してください。なお、口頭による質問は受け付けませんので、あらかじめご了承下さい。

(1) 受付期間

平成27年 月 日()から平成27年 月 日()まで

(2) 提出書類

「質問票」(様式9)

(3) 提出先

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課 相談支援グループ

Fax: 028-632-3040 E-Mail: <u>u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp</u> (メール等の件名は、「宇都宮市地域包括支援センターの募集に関する質問」とすること)

(4) 回答方法

後日、電子メールにて回答するとともにホームページに掲載します。 なお、質問の回答は、本要項の追加又は修正とみなします。

5 応募予定者説明会

事業運営に係る仕様の説明,募集方法等について説明会を開催します。応募を予定している場合,当該説明会に必ず出席してください。申し込みは,平成27年*月*日(*)午後5時15分までに,説明会参加申込書(様式10)を宇都宮市保健福祉部高齢福祉課(宇都宮市役所本庁舎2階)へ持参ください。

(1) 日時

平成27年11月*日(*) 午後*時から

(2) 場所

宇都宮市***********

(3) 申し込み

説明会参加申込書(様式10)により申し込みください。

(4) 参加人数

参加人数は、1法人3名までとします。

6 応募書類の提出

(1) 提出書類(別紙「提出書類一覧表」参照)

- ・ 宇都宮市地域包括支援センター事業運営受託申請書(様式1)
- 法人概要書(様式2)
- · 誓約書(様式3)
- 応募の動機(様式4)
- 事業の基本的運営方針(様式5)
- 法人等の運営実績(様式6)
- 実施施設の概要(様式7-1)
- 事業の実施体制(様式7-2)
- ・ 事業実施に係る考え方(様式7-3)
- ・ 関係機関等との連携 (様式7-4)
- ・ 個人情報の保護に関する措置(様式7-5)

- 収支計画書(総括表)(様式8-1)
- ・ 収支明細書(収入の部)(様式8-2)
- 収支明細書(支出の部)(様式8-3)
- · 質問票(様式9)
- 説明会参加申込書(様式10)
- その他必要な書類

7 選定方法

- (1) 地域包括支援センター選定評価基準による書類審査, 個別のヒアリングの結果を基に評価を行います。
- (2) 宇都宮市地域包括支援センター運営協議会からの意見を聴取します。
- (3) 書類審査・個別ヒアリングの結果及び宇都宮市地域包括支援センター運営協議会の意見を 基に宇都宮市地域包括支援センター事業者選定委員会において選定します。

8 その他

- (1) 費用負担について 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募書類の変更について 応募書類の受付以降における差し替え及び再提出は,原則として認めません。
- (3) 追加書類の提出等について 事業者の審査にあたって確認が必要とされた場合には、追加書類の提出を求めたり、応募 者に対する聞き取りを行うことがあります。
- (4) 応募書類の取り扱いについて 受理後の応募書類は、返却しません。
- (5) 平成28年3月31日までに、必要書類の作成、各種印刷物作成業務、事務及び関連情報の引継ぎを行っていただきます。だだし、発生する費用については、受託事業者の負担とします。
- (6) その他本要項に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとします。
- (7) 介護予防支援事業所の指定

地域包括支援センターは、市の委託業務の受託に併せ、介護予防支援事業所の指定を受けることになります。そのため、応募者は本要項に記載した諸条件のほか、本市の条例・基準、国の関係法令・通知等を遵守してください。また、応募を行う前に、「宇都宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」(平成18年3月老振発第0331003号・老老発第0331016号ほか)」についても精読し、内容等を十分確認してください。

9 問い合わせ先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課 相談支援グループ (市役所本庁舎2階)

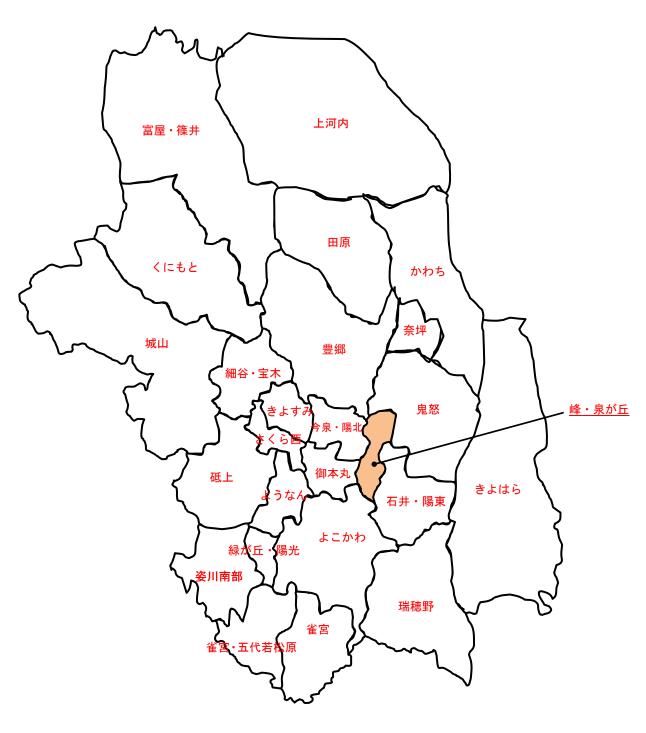
担当:杉浦,中根

電話 028-632-2357 FAX 028-632-3040

E-mail <u>u 1903@city. utsunomiya. tochigi. jp</u>

ホームページ http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/

地域包括支援センター担当区域図



宇都宮市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、宇都宮市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること
 - ア センターが担当する圏域の設定
 - イ センターの設置,変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を 委託された法人の変更
 - ウ センター業務を受託した法人による予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
 - オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
 - (2) センターの運営・評価に関すること
 - (3) センターの職員の確保に関すること
 - (4) 地域包括ケアに関すること
 - (5) その他センターの運営に関すること

(委員)

- 第3条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体の関係者
 - (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
 - (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護,相談事業等を担う関係者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 会長が必要であると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び関係者は、会議において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。なお、その職を 退いた後においても同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、高齢福祉課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。